

令和4年6月6日

一般社団法人日本旅行業協会 御中

東京海上日動火災保険株式会社 航空宇宙·旅行産業部旅行営業室

(回答)海外旅行保険を通じた旅行業界に対する支援策検討

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社業務に関しましては平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、海外旅行保険の取扱に関して検討のご依頼をいただいておりました件につきまして下記の通り回答申し上げます。旅行業界の復活期をお支えすべく鋭意検討いたしました。ご期待に沿う内容であれば幸甚です

敬具

記

1. 検討のご依頼内容

海外旅行保険において、次のような状況下で旅行者に生じるPCR検査費用、宿泊費用、交通費を補償する取扱とすること

<想定する状況>

旅行者が旅行先で帰国前検査の結果コロナ陽性となるが、現地当局等による宿泊施設で の隔離等の指示により**医師の診断を受けられない状況**

2. 弊社の検討結果

弊社約款では治療費用および治療に関わる費用の補償要件を「医師の診断」としておりますが、旅行者および旅行業界をコロナ禍でご支援すべく、医療機関でなくとも公的あるいは信頼性に足ると弊社が判断し得る検査機関による陽性結果を提出いただければ症状の有無を問わず検査日から 180 日以内の治療費用や PCR 検査費用、ホテル療養費用、旅行行程離脱後に当初の旅行行程に復帰または帰国するために必要な交通費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)を補償いたします。ただし、最終的な補償可否は他の疾病事故同様、保険金ご請求時の個別判断となります。ただし、最終的な補償可否は他の疾病事故同様、保険金ご請求時の個別判断となります。ただし、積償できない場合もございます。なお、陽性結果の証明書類に関しては、医療機関ではない検査機関の場合、医療機関・医師名、印影・サインの記載があれば妥当な証明書として判断しやすくなります。医療機関・医師名、印影・サインの記載があれば妥当な証明書として判断しやすくなります。医療機関・医師名、印影・サインの記載がない場合は個別判断とさせていただきます。また、上記の取扱はコロナ禍が刻一刻と変化するなか、現時点での方針であり、今後の状況に応じて変更となる可能性があることはお含み置きの程お願い申し上げます。

以上

